



こどもまんなか
こども家庭庁

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階
TEL.03-6771-8030

こども基本法やこども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあります。

「こども基本法」の動画はこちら！



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

「こども家庭庁」の動画はこちら！



<https://youtu.be/kXnUUA-voFM>

こどもまんなか
こども家庭庁

2026

採用パンフレット

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、 力を合わせて真摯に取り組む



こども家庭庁 長官 渡辺 由美子 WATANABE Yumiko

国家公務員の仕事の醍醐味は、未来の「この国のかたち」を考えながら、今の様々な課題に対応するための政策を立案・実行することです。その未来の社会を担っていく「こども・若者にとって最も良いことは何か」を常に考えながら、そしてこども・若者自身の意見を聴きながら、一緒に社会づくりを進める。これがこども家庭庁の目指す「こどもまんなか社会」です。こども家庭庁自体も、まだ3歳になったばかりのとても若い組織ですが、霞が関だけでなく、地方公共団体、民間団体・企業など多様な人材で構成されています。こども・若者や子育て家庭への支援を行っている現場との対話を大切にしながら、失敗を恐れず、これまでの「常識」とらわれず、果敢に挑戦し続ける組織でありたいと思っています。もちろん、良い仕事をしていくためにこども家庭庁の職員の成長やワークライフバランスも大切にしています。このパンフレットを手にとって下さった皆さんが「こどもまんなか社会」づくりを進める仲間になってくれることを心から願っています。



こども施策の6つの基本理念

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども基本法の6つの理念をもとに、こども施策を推進しています。



INDEX

長官からのメッセージ	1	長官官房 紹介	7-8	トピックス	19-20
こども施策の6つの基本理念	2	成育局 紹介	9-10	出向・こども★若者いけんぶらす	
私たちのやくそく	3	支援局 紹介	11-12	トピックス	21-22
官房長からのメッセージ		職員インタビュー	13-15	ワークライフバランス	
ミッション・ビジョン・バリュー	4	若手職員のある一日	16	トピックス	23
(MVV)策定の取組		長官と1年目職員との	17-18	働き方改革	
組織図	5-6	座談会		福利厚生・休暇の取得について	24
				Q&A・採用情報	25-26

私たちのやくそく

(こども家庭庁 ミッション・ビジョン・バリュー)

私たちの使命 ミッション

こどもまんなか社会の実現



組織として目指す姿 ビジョン

こども政策のプロ集団

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども・若者、子育て当事者の視点に立った政策を立案・実行する組織
- こどもの権利を保証し、一人ひとりのこどものウェルビーイングを実現し、誰一人取り残されない政策を立案・実行する組織
- こども・若者、子育て当事者、こども政策に関係する人々への分かりやすい発信と対話を重ね、協働し、社会全体を巻き込む組織
- 職員一人ひとりを大切に、職員相互の信頼に基づき対話を重ね、風通しの良いワンチーム

行動指針 バリュー

- 多様性を力に** 多様なバックグラウンドを持つ職員や関係者を相互に信頼し、自由闊達に対話し、意見を尊重する
- 挑戦** 前例にとらわれず、柔軟な発想で、自ら積極的に挑戦する業務の優先順位を意識し、効率化・合理化を進め、常に改善する
- 現場主義** こども・若者・子育て当事者の声を聞き、声なき声にも耳を傾け、地方自治体・民間団体・企業等の現場を知り、対話し、業務に活かす
- 個の尊重・成長** 自分自身と共に働く職員のウェルビーイングを大切に、常に学び続け、自らの能力を向上させる

※こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達過程にある人を「こども」としています



こども家庭庁 官房長
藤原 朋子 FUJIWARA Tomoko

こども家庭庁のミッション・ビジョン・バリュー(MVV)

「こどもまんなか社会」を実現するために、職員、私たちはどのように行動すべきか、どのような組織を目指すべきでしょうか。職員全員で何度も話し合い、策定したのがこのMVVです。いわば私達一人ひとりの「やくそく」です。

省庁だけでなく自治体、民間企業、NPOなど様々な背景を持つ多様な職員が総力を結集(「多様性を力に」)して、失敗を恐れず挑戦する(「挑戦」)、その際こどもの視点で考える「現場主義」、自分自身学び続け、幸福を大切にする(「個の尊重・成長」)ことを実践していきます。その結果こども政策のプロ集団としてワンチームの企画立案機能を発揮していきたい。そんな願いを込めました。

あなたも仲間に加わってみませんか?是非一緒に新しいこども家庭庁を作っていきましょう!

こども家庭庁ミッション・ビジョン・バリュー(MVV)策定の取組

こども家庭庁は、発足して3年の新しい組織です。

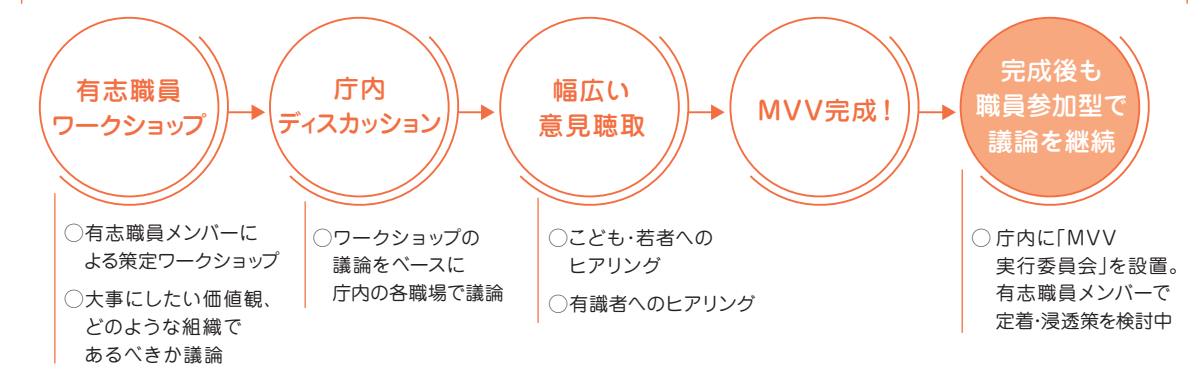
職員も、霞が関だけでなく、地方公共団体や民間からの出向・転職者など、様々なバックグラウンドを持つ人が集まっています。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、組織の存在意義や目指すべき将来像、職員が大切にすべき価値観など、職員の拠り所となるものを共有化するため、約半年かけ

てミッション・ビジョン・バリュー(MVV)の策定に取り組みました。

MVV策定にあたっては、こども家庭庁で働く職員自身が、部署を超えて意見を出し合い、何を大切にしたいのか、一人ひとりの思いをボトムアップで形にし、完成後も職員参加型で議論を重ねています。

策定のプロセス



ワークショップ風景



担当者の声

長官官房総務課 人事企画調整官 安部 愛子

MVVは、日々の仕事の中で息づかせ、価値を実現していくことに意義があります。MVV策定後、浸透・定着を目指していますが、それ自体が目的ではなく、一人ひとりがやりがいを持っていきいきと働ける環境をつくり、そこからより良い施策の企画・立案・実施へつなげることが重要です。庁内では有志によるMVV実行委員会を立ち上げ、組織マネジメントの向上や浸透策について活発な議論を重ねています。新しい組織だからこそ、コミュニケーションの場づくり、「現場主義」の実現の方法など、すべてを自分たちの手で創っていきます。それぞれの想いや知見を持ち寄り、未来の組織を形にしていこうと挑戦が始まっています。

メッセージ・
6つの基本理念

私たちのやくそく・
MMV策定の取組

組織

長官官房

成育局

支援局

職員インタビュー

若手職員のある一日

長官と1年目
職員との座談会

トビックス

福利厚生・
休暇の取得について

Q&A・採用情報

6

長官官房

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

こども政策全体の司令塔として、①こどもや若者の視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整、②必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等、③データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善などを担っています。また、法令審査、予算編成、人事等を担当するほか、庁全体の代表窓口としての役割も果たしています。

こども家庭庁 予算

こども・若者の視点、
子育て当事者の視点に立った
政策を進めるための予算確保

夏の概算要求と年末の予算編成にあたって、「こどもまんなか社会」に向けた基本政策の推進、若年代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築、多様で質の高い育ちの環境の提供等、地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築、人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開などに必要な経費として、約7.5兆円のこども家庭庁予算のとりまとめを行っています。また、契約・決算・会計の監査・庁舎の管理などの業務を担っています。

総合政策

こども大綱

「こども大綱」に基づき、
政府全体の
こども施策を推進



政府全体でこども施策を強力に推進するため、こども基本法に基づく我が国初の「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）を推進します。「こども大綱」は、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。そして、毎年、こどもや若者、子育て当事者の方々などの意見を聴きながら、「こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）」において、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、継続的に施策の点検と見直しを図ります。

こども・若者の 意見反映

こども・若者の意見を聴き政策に
反映する取組を社会全体で推進



こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者の意見です。こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁は、こども・若者のみなさんの声を聴き、反映し、こどもや若者の視点に立った政策を実現するとともに、各府省庁や地方自治体と連携し、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を社会全体で推進していきます。



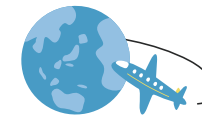
こども政策 DX

デジタル技術の活用を推進し、
子育て家庭や地方自治体等の
手間や負担の軽減を図る

PCやスマートフォン等の利用が広く普及する中で、保育や母子保健、相談支援などについて、DXを求める声が多くなってきています。こども家庭庁では、こども政策担当大臣をチームリーダーとする「こども政策DX推進チーム」において、デジタル技術の活用やデジタル機器を積極的に活用することで、子育て家庭や子育て関連事業者、地方自治体等の申請手続きや事務負担を軽減させる「こども政策DX」を進めています。

国際関係業務

国際機関や諸外国との
連携・国際協力の推進



国連（UNICEF等）・OECD等の国際機関との連携、日本のこども政策に関する情報発信や諸外国の関連政策の情報収集、国際会議の参加及び企画・運営、外国政府・国際機関からの要人訪問対応や海外視察の調整を行っています。さらに、児童の権利に関する条約の認知度調査やこどもの権利に関する周知、また、国際的な取組と連携して「こどもに対する暴力をなくす行動計画」の取りまとめや、その実施状況の把握等も行っています。

EBPM・統計等 データ整備

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、
こども施策のEBPMを推進



こども施策におけるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の浸透に向けた仕組み・体制を整備するとともに、こども施策のエビデンスの構築に取り組んでいます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究を実施しています。さらに、自治体において、福祉や教育などのデータを分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる取組を推進しています。

成 育 局

全てのこどもの健やかで安全・安心な成長を促進

保育所や認定こども園などの教育・保育給付の充実、はじめの100か月の育ちビジョンの推進、放課後児童クラブなどによるこどもの居場所づくりの推進、産前・産後から子育て期にかけての母子への支援、事故や犯罪等からこどもたちを守る対策など、家庭や社会におけるこどもの成育を後押しするための取組を多角的に切れ目なく実施することで、全てのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の実現を目指します。

保育政策 「今」を支え「未来」を育てる

保育所や認定こども園に係る施策の企画立案・総合調整を行っており、待機児童対策や人口減少地域における保育機能の確保のための支援、保育士等の処遇改善や配置改善などに取り組んでいます。

保育所は、こどもを預けるだけの施設ではなく、保育士や他のこどもたちとの交流を通して、こどもが社会での生き方を学ぶ場でもあります。また、社会の支え手である保護者は、こどもを保育所に預けることで、仕事を継続することができます。こどもが



安全に保育を受け、保護者が安心して預けられるよう、保育の質を確保するための施策を考えるのも、役割の一つです。

令和8年度から全国で実施される「こども誰でも通園制度」により、地域における保育所等の役割はますます大きくなっていきます。今後は、多様な働き方やライフスタイルに合わせた形での支援として、全てのこどもが保育所等を利用でき、すくすく成長していけるような取組を推進していきます。



乳幼児期の全てのこどもの育ちと学びを保障

こどもの誕生前から幼児期までは、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期とされています。そのため、保育所・認定こども園・幼稚園の施設類型にかかわらず全てのこどもの育ちと学びを保障するため、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」の内容の整合性を図るなど、教育・保育の質向上に向けた取組を進めています。また、

保育士の養成・試験に関することや研修等による保育士等の資質の向上に取り組んでいます。

さらに、置かれた環境にかかわらず、全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障するために、日頃こどもと関わりの少ない人も含め、社会全体の全ての人と共有したい考え方をまとめた「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく取組を推進しています。



こどもの健やかな成長のための環境の確保

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」と、妊娠初期及び妊娠後期以降に合計10万円の妊婦支援給付金の支給により経済的支援を行う「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせて、妊産婦等が安心して出産・育児に臨めるよう総合的な支援を推進するほか、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業の充実など、様々な子育て世帯支援に取り組んでいます。また、こどもが放課後を安全・



安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブの整備や、こどもの視点に立った多様なこどもの居場所づくりの促進を行っています。

さらに、家庭等における生活の安定への寄与や次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育する父母等に児童手当を支給しています。

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができ、こどもが健やかに成長していくための環境の整備を進めています。



母子保健 地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進

全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健等にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤として、安全・安心で健やかな妊娠・出産や産後間もない時期の母子の健康管理が行えるよう、妊産婦健診や乳幼児健診の実施、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業等を通じて、地域における妊娠

期から子育て期にわたる母子等への切れ目のない支援を推進します。

また、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアや、不妊症や不育症について悩んでいる人への健康状況に応じた相談支援、治療に関する情報提供も推進しています。



こどもの安全を守るための対策

こどもを事故から守り、犯罪に巻き込まれないようにするため、関係府省庁や団体と連携しながら、様々な対策を推進しています。

例えば、教育・保育施設等における重大事故を防ぐため、自治体や施設・事業者に対するガイドラインの周知や各種注意喚起のほか、重大事故情報の集約・データベース化、有識者会議における再発防止策の検討等を行っています。

また、我が国では、窒息や溺水などの不慮の事

故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっています。こうした事故を可能な限り防ぐため、関係府省庁と連携してプロジェクトを推進し、事故防止に資する情報を発信しています。

このほか、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review：CDR）の推進やこどもが安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備、青少年の被害・非行防止などの取組を行っています。

支援局

様々な困難に直面したこどもや家庭を包括的に支援

児童虐待防止対策、社会的養護、こどもの貧困の解消に向けた支援、ひとり親家庭支援、障害児支援、いじめ防止対策、不登校対策、こどもの自殺対策など、様々な困難に直面したこどもや家庭を包括的に支援することで、心身の状況や、置かれている環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

さらに、令和6年6月成立の「こども性暴力防止法」により、こどもに教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者の性犯罪歴の確認や相談体制の整備など、こどもへの性暴力を防ぐための取組が求められます。令和8年12月の施行に向けて、着実に準備を進めています。

いじめ防止対策、不登校対策

こども家庭庁がいじめ防止対策、不登校対策に取り組む意義とは

最新の文部科学省の調査では、いじめ重大事態の発生件数や不登校児童生徒数が過去最多となりました。いじめや不登校の背景には、様々な事情が複雑に関係している場合があります。学校だけで抱え込むのではなく、地域全体で支援を進めることが必要です。こども家庭庁では、それらの課題に対して

自治体の首長部局や福祉・医療・民間施設等の様々な関係機関と連携した対策を行うなど、社会総がかりで取り組むための連携促進・体制整備を推進しています。また、それらの課題を政府全体の問題として捉え、関係省庁連絡会議を開催するなど、社会全体での対策を一体的に推進しています。



こどもの自殺対策

こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現に向けて

近年、こどもの自殺者数が増加傾向にあります。令和7年には自殺対策基本法が改正され、こどもの自殺対策に社会全体で取り組むことが基本理念に明記されました。こども家庭庁では、リスクの早期発見や未遂者等に対する的確な対応、要因分析に関する調査研究、電話・SNS等を活用した相

談体制の整備などを盛り込んだ「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、関係府省庁と一丸となって取組を進めています。こどもの自殺対策は、周囲の大人がこどもの変化に気付き、寄り添うことが大切であることから、広報啓発にも取り組んでいます。



こどもまんが
こども家庭庁

児童虐待防止対策

こどもの権利と命を守るために

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題ですが、児童虐待の相談対応件数は依然として高い水準で推移し、こどもの命が奪われる



痛ましい事件も起きています。こども家庭庁では児童虐待を防止するため、相談体制の整備や子育て支援サービスの充実などによる児童虐待の発生予防、児童相談所の体制強化など児童虐待発生時の迅速・的確な対応のための取組、虐待を受けたこどもの自立支援の取組などを進めています。

このほか、こども・若者の健やかな成長・発達のため、相談窓口の整備や、ヤングケアラーへの支援の強化など、こども・若者の育成・支援の取組を進めています。

社会的養護を必要とするこどもや、ひとり親家庭などへの支援

置かれている環境にかかわらず、全てのこどもに適切な養育環境と、健やかな育みを

様々な事情で親と暮らすことのできないこどもや、生活などで困難に直面したひとり親家庭などへの支援を行っています。

具体的には、里親家庭や児童養護施設などで暮らすこどもへの支援（自立に向けた支援を含む）や、里親や施設職員に対する研修など、社会的養護を必要とする全てのこどもが健やかに育ま

れる環境づくりに取り組んでいます。

また、ひとり親家庭などに対して、こどもの生活・学習支援をはじめとする子育て・生活支援、ひとり親の転職活動やスキルアップを支える就業支援、離婚後の養育費の確保支援、児童扶養手当による経済的支援を柱とした総合的な支援に取り組んでいます。



障害のあるこどもの発達の支援

地域社会における障害児の健やかな育成を切れ目なくサポート

こどもの健やかな成長・発達を促すためには、障害児や医療的ケア児とその家族に対して、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援を行うことが重要です。こうした考えを踏まえ、児童発達支援等の障害児支援の充実や、地域での医療的ケア児に対する支援体制の推進等に取り組んでいます。

また、障害の有無に関わらずこどもが共に過ごし成長するよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することも重要です。保育所や放課後児童クラブといった一般施策における支援力の向上を図り、地域の中ですべてのこどもが共に育まれる環境づくりも進めています。

こどもへの性暴力の防止

こども性暴力防止法の施行に向けて

令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）では、学校、保育所などの公的な認可等を受けた教育・保育の場や、国から認定を受けた学習塾、スポーツクラブなどの教育・保育を提供する事業者に対して、

従事者に対する性犯罪前科の有無の確認のほか、相談窓口の設置、性暴力やその疑いが生じた際の調査、被害児童の保護・支援、従事者への研修等のこどもへの性暴力を防ぐための取組が求められます。

令和7年12月にはこれらの取組を行う事業者マーク（こまろうマーク）を公表、令和8年1月には制度の詳細を示すガイドラインを策定したところであり、同年12月25日の施行に向け、対象事業者や、国民全体に対する周知等必要な準備を着実に進めています。

職員インタビュー

子どもまんなか
こども家庭庁

長官官房

総合職(法律)

伊丹 俊剛 ITAMI Toshitake

長官官房総務課政策調整委員 兼
国会連絡室長 平成21年度採用

「子ども・若者の視点を持つ」が当たり前になるように

私の業務は、こども家庭庁という行政と国会議員とをつなぐことです。行政が実現したい政策を国会議員と議論する、逆に国会議員が実現したい立法や政策提言を行政と議論する、その双方のプロセスをマネジメントします。

国家公務員も国会議員も大人です。政策は、最後は大人の手で作られます。ただ、ここにいると、役人・議員を問わず、そのプロセスに子ども・若者の視点や意見を大切にしようという志を感じ、それがやりがいに感じます。

こども家庭庁の魅力

日本のこども政策は、今後生まれるこどもに関する少子化対策、今を多様な社会に生きるこども・若者に対する支援、どちらも挑戦的な課題です。当庁では、各府省や保育の現場などの多様な経歴を持つ職員が協力し、思いやりを忘れずに法令・政策に取り組んでいます。毎月、長官室入口の壁一面に季節の飾り付けがなされているのを見ると、雰囲気づくりにも思いやりを感じます。「和気あいあいな真剣さ」が当庁の魅力だと思います。



総合職(経験者採用)

長官官房

鈴木 太地 SUZUKI Taichi

長官官房参事官(総合政策担当)付主査
令和4年度採用

全てのこどもに笑顔と夢を

「今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。」これは「こども大綱」の一節です。社会を変えていく仕事に携われることは大きな魅力です。

こども家庭庁を目指す方へのメッセージ

こども家庭庁で働くなかで感じるのは、「こどもまんなか」は単なるスローガンではなく、日々の判断基準だということです。現場の声に学び、関係者と粘り強く調整しながら、こどものために制度を少しずつ前に進めていく。難しい課題に直面することはありますが、尊敬する仲間と共に乗り越えていくことは大きなやりがいです。令和5年にできたばかりの省庁です。こども家庭庁の「いま」と「これから」を一緒に創っていきましょう。



成育局

総合職(経済)

西川 由香 NISHIKAWA Yuka

成育局総務課長 平成11年度採用

全てのこどもの「今」を支え、「未来」をつくる

成育局では、保育や居場所づくりなど、全てのこどもに向けた施策を担っています。ユニバーサルなアプローチから個々のニーズを把握し、追加的な支援につなぐことも、私たちの役割です。全国各地のこどもの状況やニーズに応じたきめ細かな政策を実施し続ける上で、組織の多様性と柔軟性は欠かせません。各省庁や自治体、企業、団体等から多様な職員が集い、力を結集して、未来をつくる政策を磨き上げています。

こども家庭庁の魅力

保育などの支援策に長年頼って生きてきた私は、これまで、親目線でその有難みを感じてきました。こども家庭庁ができてからは、こどもを主語に政策が語られるようになりました。親目線も大事ですが、それ以上にこども目線が大事。客観的データ、多様な人々の価値観、公と私のバランス、経済社会の将来見通しなどを多面的に考慮しつつ、最後は「こどもまんなか」であるかで判断する。こども家庭庁の醍醐味を、一緒に満喫しませんか？



一般職(大卒)

成育局

金子 綾華 KANEKO Ayaka

成育局参事官(事業調整担当)付財政第2係
令和3年度採用

仕事のやりがい

令和7年度から、児童手当や教育・保育給付等の事業を安定的に実施するため、「子ども・子育て支援特別会計」が創設されました。私は、この特別会計における歳入・歳出の管理や、決算に関する各種報告書の作成を担当し、子ども・子育て支援事業を財政面から支えています。

ひとつひとつの業務を丁寧かつ確実に積み重ねることで、子ども・子育て支援の仕組み全体が円滑に運営されていることに貢献できると感じており、その点に大きなやりがいを覚えています。

日々の仕事上で心がけていること

私は、年齢などの状況にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる社会づくりに貢献したいという思いから、国家公務員を志しました。日々の業務に取り組む中でも、この初心を忘れないよう、出張で訪れた子育て支援センター等の現場で伺った声や実情を心に留めています。

担当する業務の先に、子どもや子育て家庭の姿があることを意識し、より広い視野を持って仕事に取り組むよう心がけています。



職員インタビュー

支援局

総合職(法律)

小野 雄大 ONO Takehiro
支援局総務課長 平成9年度採用

課題の背景にある社会の変化に目を向けながら

支援局の総括業務のほか、いじめや不登校への対応、こどもの自殺対策などにも携わっています。課題の背景・原因の複雑さとともに、その背後にある、ICT技術の進化や人と人とのつながりの希薄化といった社会の変化を痛感することもしばしばです。こうした変化に対応し、課題を抱えるこどもや家庭に周囲の大人や社会が向き合い寄り添えるよう、関係する官民の取組が連携して力を発揮することを意識して業務に当たっています。

こども家庭庁を目指す方へのメッセージ

こども家庭庁は、多様なバックグラウンドの仲間が集まる組織であるせいか、こどもたちのためにいま私たちに何ができるかを、職員皆が対等に自由に議論できる雰囲気が確実にあるように感じます。また、発足して約3年の若い組織ですので、自分が属する組織の未来をどう作り上げていくのかを自分事として考えられることも、こども家庭庁職員の言わば特権です。あなた自身とこの国の未来を考える仕事の仲間には非加わりませんが。



一般職(経験者採用)

支援局

田中 あすか TANAKA Asuka
支援局家庭福祉課生活支援係長
令和3年度採用

ひとり親家庭の生活を支え、こどもの未来を守る

ひとり親家庭は、仕事・子育て・家事をひとりで担い、経済的不安や子育ての悩みなどをひとりで抱える方が少なくありません。また、経済的事情や家庭環境によって、こどもたちが夢を諦めることがないよう、こどもが健やかに成長し、可能性を十分に発揮できる環境を整えることが重要です。このため、ひとり親家庭を支えるための相談支援や家事・育児援助、こどもの生活・学習支援等の推進に取り組んでいます。

所属する部局の雰囲気

私の所属する部署には、他省庁や自治体からの出向者が多く、幅広い知識や経験を持つ職員と共に働ける環境があります。多様なバックグラウンドを持つ仲間から学び、刺激を受けながら成長できることが大きな魅力です。

職場は明るく、話しやすい雰囲気で、困ったときには気軽に相談できるサポート体制も整っています。国会対応など緊張感のある業務もありますが、チームで協力して乗り越えたときには、大きなやりがいや達成感を得られます。



1 DAY SCHEDULE

若手職員のある1日



総合職(法律)

藤本 新羽 FUJIMOTO Niu
成育局母子保健課企画調整係員 令和6年度採用

担当業務

母子保健分野の法令業務に従事し、主に母子保健課が所管する法令改正に伴う条文作成や、今後の制度改革が見込まれる施策の方向性の検討などに取り組んでいます。

出勤

1日の自分のスケジュールと上司のスケジュールを確認した後、10時からの打ち合わせまでに準備する資料を整理します。

法律の条文案について 内閣法制局による オンライン審査

作成した法律の条文案を審査いただき、修正等を行いながら、法律の改正を目指していきます。

ランチ

同期と外にランチに行くこともあります。

上司と打ち合わせ

内閣法制局からの指摘を踏まえた修正を上司に確認してもらい、方向性等を相談します。

帰宅

趣味でボクシングジムに通っており、週2、3回ほど、トレーニングを行っています。

一年のスケジュール

4月～6月

質問主意書や国会答弁の作成など、慌ただしい日々が続きました。他にも、こどもまんが実行計画の策定に向けた母子保健分野に関する記載の調整等を行いました。

7月～9月

制度の在り方に関する検討会において、検討会資料の作成や構成員の皆様との日程調整、会議運営に向けた各種準備を担当し、制度設計に向けた検討の過程に携わりました。

10月～3月

制度の見直しに向けて、関係機関との調整や内閣法制局による審査などを通じて、その背後にある多大な労力を実感しました。多くの妊産婦にとってよりよいものとなるよう、日々課内で議論を重ねながら、制度の見直しに向けた法令作業に取り組むことに、大きなやりがいを感じることができました。

メールの確認

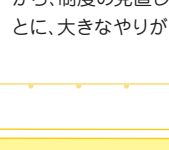
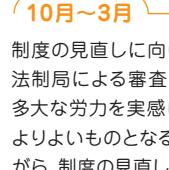
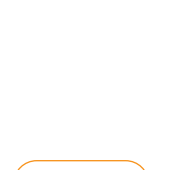
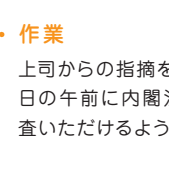
他省庁や他課室から依頼が来ていないかを確認し、依頼内容に応じて、母子保健課内の担当の方へ作業をお願いします。

審査を踏まえて 前例の調査・確認

内閣法制局からの指摘を踏まえた修正を、夕方までに上司に諮るために、他の法改正の前例について調べ、修正作業に取り組みます。

医系技官と打ち合わせ

内閣法制局からの指摘を踏まえた修正について、内容に応じて、母子保健課の医系技官にも相談しながら、修正作業を行います。



長官と 1年生職員の 座談会



こども家庭庁 長官
渡辺 由美子



支援局
支援局家庭福祉課
令和7年度採用
外岡 政也



長官官房
長官官房総合政策
令和7年度採用
吉原 英



成育局
成育局成育環境課
令和7年度採用
上田 寛人

担当業務・やりがい

上田さん▶ 私は、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に従事し、子育て世帯が交流や相談を行える環境の充実に取り組んでいます。視察などを通じて現場を直接確認すると、自らの小さな作業が実際の支援に結びついていることを実感でき、業務改善への意欲が高まります。また、こどもたちと接する機会があるたびに、『この子のために自分は何ができるか』という原点を常に思い起こしながら業務に向き合いたいと考えています。

吉原さん▶ こども基本法を所管する部署において、こども大綱やこどもまんなか実行計画の策定、こども家庭審議会や部会の運営、さらに課内の取りまとめを担当しています。日常業務ではパソコンでの作業が多い一方、国会議員や審議会委員の方々と直接意見を交わす機会や、当事者の反応を直接伺える場があることは、こども家庭庁ならではの特徵だと感じています。関係省庁と意見調整を行い、方向性が一致した際には大きな達成感を覚えます。



外岡さん▶ 私は、社会的養護の分野で里親制度の運用や里親支援を担当しています。日々、自治体から、里親制度に関する照会などが寄せられますが、その背景や経緯を幅広く理解していなければ問い合わせに適切に対応することはできません。制度面にとどまらず幅広い知識を求められる点に、大きなやりがいを感じています。

こども家庭庁への志望動機

外岡さん▶ 私はもともと教育分野に関心があり、不登校のこどもを支援するフリースクール等での活動を通じて、こどもを支える仕事に携わりたいと考えるようになり、志望しました。

吉原さん▶ 大学院で非行や児童福祉について学ぶ中、児童相談所でこどもの声を代弁する方のお話を伺い、こどもの権利に強い関心を抱きました。こども基本法が制定された時期でもあり、「こどものために」を突き詰められる場として志望しました。

上田さん▶ 幼い頃から人の役に立つ仕事を志しており、こどもが安心して育つ環境を当たり前にしたいとの思いを持っていました。こども家庭庁であれば、その基盤づくりに関われると考え志望しました。

こども家庭庁創設にかけた思い

長官▶ こども家庭庁創設の背景には、少子化の状況にある中で、虐待やいじめ、不登校、心身の健康問題など、こどもを取り巻く状況が厳しさを増し、改めて“こども”の視点から政策が十分かを検証する必要が生じたことがあります。教育や医療など多分野にわたる行政を、こどもを軸に横串で見る司令塔が求められました。また、行政が未来社会をつくる仕事である中、その社会を生きるこどもたちに真に寄り添った施策となっているかを考える機運が高まったこともあります。こどもの意見表明権が『こども若者★いけんぶらす』として具体化したのも、創設の大きな意義だと考えています。こどもの最善を追求し、こども若者の意見を踏まえながら政策を進める一その足場を築くためにこども家庭庁は創設されました。

職場の雰囲気

吉原さん▶ 役所は堅いという印象を持っていましたが、新しい省庁であることもあり柔軟性があり、上司が意見を丁寧に受け止めてくれる雰囲気があります。

上田さん▶ 職場の雰囲気は非常に良好で、業務の合間に同僚とコーヒーを片手に談笑することもあります。メンターとも良好な関係を築いており、食事をしながら日頃の課題や不安を相談し、助言をいただくことができ、とても働きやすい環境です。一年生同士も結束が強く、昼食を共にしたり、定期的に懇親の場を設けています。

外岡さん▶ オフィスは明るく整っており、同僚も親しみをを持って接してくれます。上司や同僚と野球観戦に行くこともあり、非常に前向きに業務に取り組んでいます。

こども行政の魅力

長官▶ 日々の業務は地道な作業の積み重ねであり、自らの仕事がどこにつながっていくのかを想像しながら取り組むことが重要だと考えています。その点、こども行政は“こども”という明確な軸があるため、最終的な目標を具体的に思い描きやす



こどもまんなか
こども家庭庁

い分野です。職員一人ひとりが目標を共有しやすいことも特徴だと思います。一方で、教育・医療など、こども行政と密接に関連する分野について、こどものためにどうあるべきかを学び続ける必要がありますが、具体的な姿を浮かべながら学びを深められる点は、他の省庁にはない魅力だと感じています。

今後取り組みたいこと

外岡さん▶ 私は、特定分野に限らず幅広い領域に携わりたいと考えています。現在は資料作成といった補助業務が中心ですが、将来的には会議運営や制度の根幹に関わる業務にも取り組みたいと考えています。

吉原さん▶ 私に関心のある分野は多く、こどもの居場所づくりや子育てしやすい環境整備にも携わりたいと思っています。最終的には、自らの声を上げにくいこどもたちの支援に取り組むことが目標です。また、現在は若者としての視点をどのように活かせるかを考えつつ、今後も自分だけの感覚に頼らず、こども・若者の声や、社会の動きを踏まえながら業務を行っていきたいです。

上田さん▶ こどもの居場所づくりに関わりたいと考えています。子育てしやすい環境だけでなく、こどもが自らの個性を生かして社会に踏み出せる場が整えば、より柔軟で明るい社会に近づくのではないかと考えています。その基盤づくりに携わることが目標です。

長官からのメッセージ

長官▶ こども家庭庁は“まだまだ成長途中”の組織です。こども行政ほど、未開拓の領域や新たに取り組むべき課題が広がっている分野は、ほかにそう多くないと思います。そのため、こどもの視点で物事を横断的に捉えながら、一人ひとりの力を発揮できる場であると感じています。また、若く小さな組織であるからこそ、常にワンチームで議論を重ねながら進めていける職場でありたいと考えています。これから仲間になる皆さんには、ぜひ入庁当日から第一線で活躍していただきたいと思っています。一緒に働けることを心からお待ちしています。



TOPICS 1 出向

一般職(大卒)

堀切 淳平 HORIKIRI Junpei

国立きぬ川学院庶務課庶務係 令和5年度採用

学院職員のサポート役として

私が勤務するきぬ川学院は、国立の児童自立支援施設で、全国から支援を必要とする女子児童が入所し、自立に向けて寮で生活しています。私は庶務や給与などの事務を担当し、現場で働く職員が安心して業務に専念できるよう、日々サポートする役割を担っています。

普段の業務では子どもと直接関わることは多くありませんが、季節ごとに開催される施設内での行事では、子どもたちと一緒に食事をしたり体を動かしたりする機会があります。現場の温かい雰囲気や、子どもたちの成長を間近で感じられることは、私にとって大きな学びであり、この仕事に携わるうえでの励みになっています。

がんばる子どもの姿と温かい支援

きぬ川学院では、寮担当をはじめとする福祉職員や心理職員など、各分野の専門スタッフが、子ども一人ひとりに丁寧に向き合い、社会で自立していくために必要なスキルを身につけられるよう支援を行っています。職員が子どもに寄り添う姿勢や、寮における家族的で温かな雰囲気など、施設ならではの魅力を日々感じています。

寮生活を送る子どもたちの前向きな姿や、全力で支援に取り組む職員の姿は、私自身にとって大きな刺激となり、「私もがんばろう」という気持ちで業務に向き合う原動力となっています。



一般職(大卒)

中村 聖月 NAKAMURA Mizuki

鶴岡市企画部政策企画課 政策企画専門員 平成31年度採用

大学・ベンチャー企業支援を通して地域活性化を目指す

私が出向している鶴岡市には、最先端のバイオ研究を牽引する私立大学の研究所が立地しています。この研究所や、そこで生まれたベンチャー企業は、優れた研究成果の創出にとどまらず、地域の雇用拡大や経済活性化にも大きく貢献しており、本市は地方創生のモデルとしても注目されています。現職では、研究・教育活動への財政支援をはじめ、地元企業との共同研究の推進、小中高生が最先端の科学技術に触れる機会をつくるイベントの企画・運営など、多角的な取組を通じて地域活性化を推進しています。

地方に身を置いて感じたこと

国と地方では、適切な事務の執行という点で大きな違いはありません。しかし地方行政では、法律や通知などの制度面に加え、行政に携わる“個人”の力が地域に与える影響の大きさを強く感じています。

各地域には固有の課題があり、他自治体の好事例がそのまま適用できるとは限りません。だからこそ、地域の特性を踏まえつつ国全体をより良くしていくために、各自治体の取組や人材の強みを正確に把握・分析し、効果的に共有・展開していくことが国の重要な役割であると再認識しました。



TOPICS 2 こども若者★いけんぷらす

国の政策に関して、こどもや若者がいろいろな方法で、意見を伝えることができる取組

こども家庭庁は、こども・若者にとって一番良いことが何かを考える「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そのために、こども家庭庁が最も大切にしていることが、こども・若者の意見です。

こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、こども家庭庁や各府省庁がこども政策を進める際に、こども・若者から意見を聴くための仕組みが「こども若者★いけんぷらす」です。

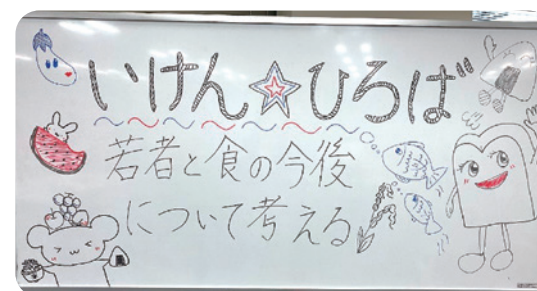
登録を済ませた小学生から20代のこども・若者(「ぷらすメンバー」)を対象に、こども・若者に関連する様々なテーマに関して、対面やオンライン、チャットでの意見交換、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせ、意見を聴きます。聴取した意見は、担当府省庁において、審議会等の資料等において活用するなどして、反映に向けて検討を行い、政策に反映します。聴いた意見をどのように反映したのか、反映できなかった場合はなぜなのか、こども・若者にフィードバックします。そして、こども・若者

だけでなく、大人にも、こども・若者の意見を聴くことの大切さを理解してもらうために、この一連のプロセスを社会に広く発信していきます。

この仕組みでは、各府省庁が聴きたいことを聴くだけでなく、こども・若者が発案したテーマに関して意見聴取を実施することもあります。

また、「こども若者★いけんぷらす」がより良い仕組みとなるように、ぷらすメンバーから広く意見を聴くための工夫や事業の改善などを、運営事務局やこども家庭庁職員などと一緒に取り組んでいただくこども・若者(「みんなのパートナーぼんばー」)にも運営に参加していただいています。このような取組を通じ、こども・若者が自らに関わる制度・政策について知り、考え、意見を表明し、主体的に社会に参画する機会を提供します。

これからも、こども・若者の意見を大切に、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいきます。



こども若者★いけんぷらす 公式ページ

こども若者★いけんぷらす 特設サイト >

登録

ぷらすメンバーになる

探す

いけんひろばをみつける
(関係テーマ)

参加する

意見を伝える

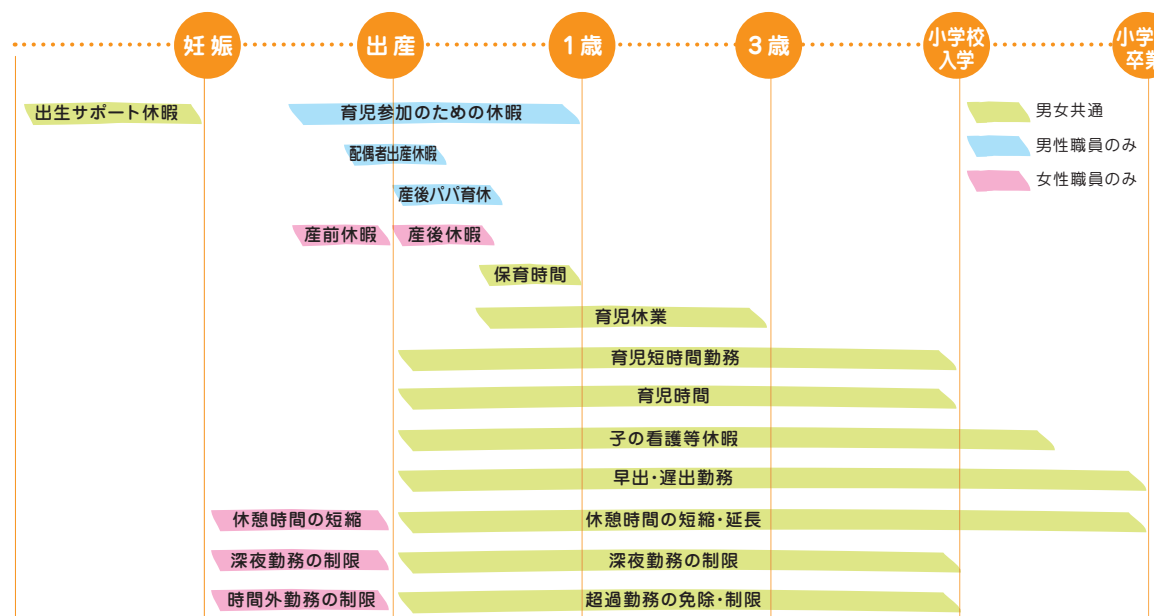
「いけんぷらす」で検索!

TOPICS 3 WLB ワークライフバランス

主な仕事と家庭の両立支援制度

出生サポート制度 不妊治療の通院等のために、年間5日以内(体外受精や顕微授精の場合は10日以内)で取得可能。	産前・産後休暇 産前6週間、産後8週間の日を経過するまでの期間で取得可能。	配偶者出産休暇 職員の妻の出産に係る入退院の付き添い等のために、2日以内で取得可能。	育児参加のための休暇 生まれた子の養育や上の子の監護等、子の生活上の世話のために、5日以内で取得可能。
産後ババ育休 子の出生日から57日間以内に取得する育児休業のうち、1・2回目のものを指す。通常の育児休業とは別に2回まで取得可能。	育児休業 子が3歳になる前日まで、配偶者の就労状況に関わらず、同一の子について原則2回まで取得可能。	育児短時間勤務 未就学児の養育のため、通常の勤務時間より短時間の勤務形態を選択することが可能。	保育時間 子が1歳になる前日まで、保育(授乳や託児所への送迎等)のために、1日2回それぞれ30分以内の時間で取得可能。
育児時間 未就学児の養育のため、1日につき2時間以内または年間10日以内で育児のための時間を取得可能。	子の看護等休暇 子の小学校3年生終了時まで、子の看護等(病気やけが、予防接種等)のため、年間5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)で取得可能。	早出・遅出勤務 1日の総勤務時間を変えず、出退勤を前後にずらす勤務形態を選択することが可能。	介護時間・介護休暇 要介護者が、介護を必要とする状態ごとに必要と認められる期間で取得可能。

妊娠・出産・育児に関する制度の利用可能期間



一般職(大卒)

鶴澤 智美 TSURUSAWA Tomomi

成育局保育政策課保育医療対策係長 平成26年度採用

仕事と家庭の両立のために

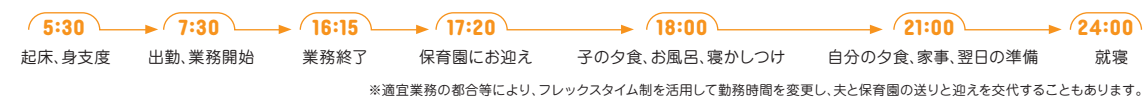
育休後に復職して以来、仕事で求められる役割をしっかりと果たしながら、家庭も大切にしたいという思いで日々働いています。そのためにも、まずは自分自身が健康であることが何より大切だと感じています。仕事と家庭の両立をどのように実現していくか、試行錯誤を続けながら取り組んでいます。

私が意識しているのは、早出・遅出勤務やフレックスタイム制など、ワークライフバランスを支える制度を正しく理解し、積極的に活用することです。また、業務面では、自分が不在でもスムーズに進むよう、複数の同僚とこまめに情報共有を行い、一人で抱え込まずに周囲へ協力をお願いする体制づくりを大切にしています。さらに、よく食べ、よく休み、心身を整えることで、毎日の活力を養うよう心がけています。周囲の方々に支えられることが多い日々ですが、子育てと仕事を両立するこの経験は、今後のこども家庭行政の推進に活かせると感じています。



利用制度 産前・産後休暇、育児休業(第1子出産後約1年2か月)、早出・遅出勤務(7:30~16:15勤務)、子の看護等休暇、フレックスタイム制・テレワーク(随時)

1日のスケジュール例



総合職(経験者採用)

花房 勇輝 HANAFUSA Yuki

支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室
課長補佐 令和4年度採用

世のこども達の幸せと、我が子の幸せとの両立

夕方に早めに退庁し、残務は夜や早朝のテレワークで対応しています。急ぎの対応のみ日中に行い、それ以外は夜や早朝に回すなどメリハリをつけています。妻も同様の勤務形態を取ってくれており、退庁後に至急の対応が生じた場合は、その間はこどもを見てもらうなど、互いにカバーしています。

私は今、こども性暴力防止法(教育・保育等のこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぐための制度)の施行準備を担当しています。私は、我が子に性被害にあってほしくありません。もちろん、世のこども達にも同様です。

施行に向けては、日々様々な課題が生じ、針の穴に糸を通すような調整が続きます。自分の仕事の不出来が、我が子の、そして世のこども達の被害に直結すると考えると、重圧に押しつぶされそうになります。しかし、私はこの仕事に全力で取り組みます。それだけでなく、我が子の育児にも全力で取り組みます。こども家庭庁はその願いを叶えてくれます。

利用制度 育児休業、休憩時間の短縮

1日のスケジュール例



TOPICS 4 働き方改革

こども家庭庁では、以下の方針に基づき、働きやすい職場環境の確保に努めています。

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、より良い政策を持続的に立案・実現し、子育てとの両立はもとより、全ての職員にとって、健康で能力を発揮できる職場環境をつくり、霞が関における「働き方改革」のトップランナーになること
- ワンチームで、トライアンドエラーで果敢に挑戦すること
- 真の働き方改革を追求するためのサンドボックスの役割を果たすこと



働き方改革プラン2025の3つの柱

1

テレワーク・
マンスリー休暇、
勤務間インターバルの
推進

心身のリフレッシュと業務効率化のため、マンスリー休暇やテレワークを計画的に実施しています。特に管理職は、平時からテレワークを取り入れ、職員も取り入れやすい環境づくりをするだけでなく、有事においても国の中枢機能を維持できる体制を整えられるよう工夫しています。

さらに、フレックスタイム制を利用して、11時間の勤務間インターバルを確保する取組を推進し、国会対応などで退勤時間が遅くなった場合に、翌朝の出勤時間を遅らせるなどして、十分な休息時間を確保することで、健康維持と生産性向上を図っています。

2

心理的安全性に
関する取り組み

毎年、全職員に対して「心理的安全性アンケート」や「働き方改革アンケート」を行い、その結果をもとに、職場の課題やニーズの把握・見直しを行っています。また、非管理

職も含めた心理的安全性研修や、レジリエンスに関する勉強会も実施して、実践形式で学びを深めています。

3

業務負担を減らす、
超勤の要因を解消する
ために職場単位での
業務改善の実施
(カエル会議)

各課室ごとに「ありがたい姿」(理想的なチームの状態)と現実とのギャップを埋めるためアイデアを出し合う、「カエル会議[®]」(仕事を振り返る・働き方を変える・早く帰る・人生を変えるための会議)を定期的に実施しています。

“上司が忙しそうで相談しづらい”、“過去の資料を探すのに時間が掛かっている”等、

ボトルネックになっていることを共有し、各課独自のルールを設けるなどして、具体的な解決策を模索するとともに、働き方に対する固定概念を変える場としても活用されています。



スキルナレッジカフェ

全職員を対象に、カフェのように誰でも気軽に参加できる勉強会を定期開催し、職員のライフデザインをより豊かにするためのテーマを幅広く取り扱っています。また、普段業務でかかわらない他課の職員ともコミュニケーションをとったり、新たな人脈を作ることのできる機会を作ります。

これまでに扱ったテーマ例

- ・父親学級
- ・メンタルヘルス
- ・性の多様性
- ・障害者差別の防止
- ・カスタマーハラスメント
- ・家事の時短術
- ・児童養護施設出身者の職業選択



※こども家庭庁では、男性の育児休業・休暇(合計1か月以上取得)100%取得を目標とし、当事者だけでなく同僚、上司も理解を深めるための機会を提供しています。

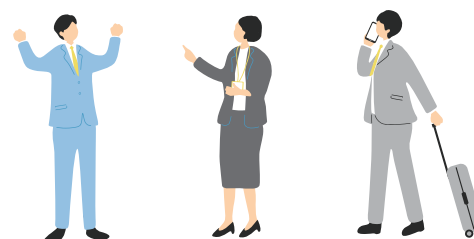
福利厚生

- こども家庭庁の職員となった場合には、企業などに勤める方々が健康保険や厚生年金保険などに加入するのと同様に、職員やその家族が安心して毎日の仕事や生活を送れるよう、内閣府共済組合こども家庭庁支部に加入することになります。

内閣府共済組合こども家庭庁支部では、病気やけがでかかった医療費の補助、こどもが生まれたときの出産費の支給、育児休業を取得した場合は、育児休業手当金の支給などを行っています。

また、住宅資金等の貸付などの事業を利用することができま。

- アパート等に入居する場合は、家賃額にもよりますが、最大28,000円の住居手当が支給されます。



休暇の取得について

年次休暇

毎年1月に20日(4月入庁の場合は15日)付与されます。使いきれなかった日数は、20日を上限に翌年に繰り越すことが可能です。

また、毎月1日以上年次休暇の取得を奨励しており(通称「マンスリー休暇」)、日頃より幹部職員からの積極的な声掛けを行っています。

連続した休暇取得の奨励

夏季休暇やゴールデンウィーク、年末年始などに年次休暇をつなげ、連続して1週間以上のまとまった休みを取得するよう奨励しています。

病気休暇

ケガや疾病のために療養する必要がある場合に、病気休暇が認められます。また、生理日の就業が著しく困難である場合にも病気休暇の取得が可能であり、女性職員の健康を守るための制度も設けています。



採用情報 Q&A

Q1 どのような人材が求められていますか？

こども家庭庁は、すべてのこどもが健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。そのため、「こどもたちの育ちに貢献したい」、「次の世代の未来を切り開いていきたい」という使命感を持ち、課題解決に向けて主体的に行動できる方を求めています。多様な関係者と協働し、調整するコミュニケーション力、変化に対応する柔軟性も不可欠です。専門知識や現場経験を活かせる方はもちろん、学び続ける姿勢とデジタル活用力を備え、こどもにとって最善の社会を共に創る意欲ある方を歓迎します。

Q2 総合職と一般職の仕事内容は、どのように違うのですか？

総合職は政策の企画・立案や庁内外との調整を、一般職は総務や会計といった事務や事業の運用を担うことが多いですが、仕事はチーム一体となって進めていくため、総合職や一般職の垣根を越えて、能力と適正に応じた柔軟な役割分担が行われています。



Q3 地方への転勤や、出向はありますか？

こども家庭庁の職員は、主に本庁内に配属される他、国立児童自立支援施設で勤務することもあります。また、他省庁や地方自治体等へ出向する機会もありますが、特に転居を伴う場合は、本人の意向も考慮して検討します。本庁以外での勤務は、様々な立場から物事を考えるきっかけとなり、視点を広げる、より柔軟な考えを持つなど、スキルアップにつながる貴重な経験となります。

Q4 こども政策に精通していないのですが、どのような研修制度がありますか？

こども家庭庁では、職員個々の状況に応じた様々な研修を用意していることに加えて、日常の執務を通じて個別に行う研修(OJT)を研修基本計画に位置付け、職員の能力の向上等を図っています。また、入庁直後には新規採用者研修が行われ、こども家庭庁の業務概要や国家公務員としての心構えなど広範にわたって基礎的な知識を学ぶことができます。この他、採用区分・役職等に応じて様々な研修が用意されています。

Q5 1年目で馴染めるのか不安ですが、フォロー体制は整っていますか？

新規採用者の方には、先輩職員がメンターとなって、各種相談に乗っています。メンターは単なる仕事の指導役としてではなく、身近な立場で精神面でのサポートを行っており、心強い存在となっています。

Q6 こども家庭庁はどのような雰囲気ですか？

こども家庭庁は厚生労働省、文部科学省、警察庁、内閣府等、各省庁からの出向者や、民間団体、地方自治体からの出向者が多く、様々なバックグラウンドを持った職員が集まっています。そのため、多様性に寛容な職場であり、仕事も多面的な観点で進めることができる省庁です。



Q7 採用後の配属先や人事異動はどのように決まるのですか？

配属先及び人事異動は、本人の希望等を踏まえつつ、能力や適性、人材育成上の必要性など総合的に考慮して決定されます。内定・入庁後に、配属先に関する希望を申告する場もあります。こども行政は多岐にわたります。様々な業務に挑戦していただくことを期待しています。



採用情報

採用情報については、随時更新していきますのでHPをご確認ください。
学部卒(文理問わず)、大学院卒、社会人経験者など、幅広く採用しています。

こども家庭庁の採用窓口

【問い合わせ先】
長官官房参事官(人事担当) 任用係
Tel:03-6860-0105
Email : saiyo_sougou@cfa.go.jp
saiyo_ippan@cfa.go.jp



公式サイト <https://www.cfa.go.jp/recruitment/>
採用ウェブサイト <https://www.i-note.jp/cfa/recruit/index.html>

